

財政的援助団体等監査の結果（令和7年3月4日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、令和5年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島県公立大学法人	令和6年12月24日	令和6年11月12日、 13日	実地
2	一般財団法人中央森林公園協会	令和7年1月17日	令和6年12月19日	実地
3	一般財団法人広島県環境保全公社	令和6年12月23日	令和6年11月26日	実地
4	公益財団法人ひろしまこども夢財団	令和6年11月27日	令和6年11月8日	実地
5	公益財団法人広島地域保健医療推進機構	令和7年1月9日	令和6年11月11日、 12日	実地
6	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	令和6年12月5日	令和6年11月21日	実地
7	一般社団法人広島県畜産協会	令和6年11月26日	令和6年11月6日	実地
8	公益財団法人広島県教育事業団	令和6年12月25日	令和6年11月27日	実地
9	公益財団法人暴力追放広島県民会議	令和7年1月8日	令和6年11月20日	実地

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
10	一般社団法人広島県タクシー協会	令和7年3月4日	令和7年1月9日	書面
11	学校法人マイル・ストーン学園	令和7年3月4日	令和7年12月5日	書面
12	公益財団法人広島県私立幼稚園連盟	令和7年3月4日	令和6年12月11日	書面
13	学校法人上智学院	令和7年3月4日	令和6年12月19日	書面
14	特定非営利活動法人広島循環型社会推進機構	令和7年3月4日	令和6年12月6日	書面
15	医療法人紫苑会	令和7年3月4日	令和7年1月10日	書面
16	社会福祉法人倫	令和7年3月4日	令和6年12月20日	書面
17	福山商工会議所	令和7年3月4日	令和6年12月11日	書面
18	備北森林組合	令和7年3月4日	令和6年12月13日	書面
19	広島空港振興協議会	令和7年3月4日	令和7年1月8日	書面
20	ひろしま遊学の森管理グループ	令和7年3月4日	令和6年12月3日	書面
21	福山地域ボートパーク運営共同企業体	令和7年3月4日	令和6年11月19日	書面

4 委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団の監査の執行に当たり、小林委員を除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島県公立大学法人

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域や国際社会に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力のある人材及び社会を俯瞰する視野を持ち、他者との協働のもと、新たな価値を創出し、新しい時代を切り開いていく人材を育成するとともに、高度な研究を行い、もって地域社会はもとより、国際社会に広く貢献する。
- ・ 所在地 広島市南区宇品東一丁目1番71号
- ・ 代表者 理事長 鈴木 典比古
- ・ 設 立 平成19年4月1日
- ・ 役職員（令和6年9月30日現在）
 役員12人（うち常勤6人）
 職員375人（県からの派遣職員18人を含む）
- ・ 主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営
- ・ 各大学の所在地
 〔県立広島大学〕
 広島キャンパス 広島市南区宇品東一丁目1番71号
 庄原キャンパス 庄原市七塚町5562番地
 三原キャンパス 三原市学園町1番1号
 〔叡啓大学〕 広島市中区幟町1-5
- ・ 学生数の状況（令和6年5月1日現在）

〔県立広島大学〕 (単位：人)

区 分		定 員	在籍者
大 学	地域創生学部	800	872
	人間文化学部（募集停止）	—	5
	経営情報学部（募集停止）	—	6
	生物資源科学部	560	581
	生命環境学部（募集停止）	—	7
	保健福祉学部	760	779
大学院	総合学術研究科 修士課程（博士課程前期）	130	125
	総合学術研究科 博士課程後期	30	36
	経営管理研究科	50	62
専攻科	助産学専攻科	10	10
計		2,340	2,483

〔叡啓大学〕

(単位：人)

区 分	定 員	在籍者
ソーシャルシステムデザイン学部	380	340

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和5年度
経常収益 A	6,551,101
経常費用 B	6,502,563
経常利益（損失） C (A－B)	48,537
臨時利益 D	2,210,297
臨時損失 E	0
当期純利益（損失） F (C＋D－E)	2,258,834
目的積立金取崩額 G	166,322
当期総利益（損失） H (F＋G)	2,425,157
資産合計 I (J＋K)	21,064,570
負債合計 J	1,767,548
純資産合計 K	19,297,022
(うち、利益剰余金)	(2,878,555)

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 20,359,960,000 円のうち、20,359,960,000 円 (100.0%) を出資

(令和6年3月31日現在) (所管課 環境県民局高等教育担当)

(イ) 補助金・交付金

a 令和5年度広島県公立大学法人運営費交付金を交付

(所管課 環境県民局高等教育担当)

・ 交付額 4,499,052,734 円 (標準：4,102,257,000 円、特定：396,795,734 円)

・ 根拠規定 地方独立行政法人法第42条

広島県公立大学法人運営費交付金交付要綱

・ 交付対象経費 法人の定款で定める業務の財源に充てるための経費

b 令和5年度広島県公立大学法人施設整備費補助金を交付

(所管課 環境県民局高等教育担当)

・ 補助額 347,346,000 円

・ 根拠規程 地方独立行政法人法第42条

広島県公立大学法人施設整備費補助金交付要綱

・ 補助対象経費 法人が定めた年度計画に基づく施設整備に要する経費で、教育、研究の用に供する施設等の工事に係る経費（附随経費を含む。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 一般財団法人中央森林公園協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県が設置する広島県立中央森林公園等の施設を管理運営し、庭園空港都市の創造、発展に寄与する。
- ・ 所在地 三原市本郷町上北方 1315 番地
- ・ 代表者 理事長 小松 光二郎
- ・ 設 立 平成 4 年 4 月 6 日（平成 25 年 4 月 1 日一般財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和 6 年 4 月 1 日現在）
 役員 14 人（うち常勤 1 人）
 職員 35 人（非常勤等を含む）
- ・ 主な事業 中央森林公園（公園センター等地区）の管理運営（指定管理者）

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分	令和 5 年度
経常収益 A	150,411
経常費用 B	149,718
当期経常増減額 C (A - B)	693
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	693
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	693
資産合計 J (K + N)	96,080
負債合計 K	17,549
指定正味財産 L	30,000
（うち、基本財産充当額）	(30,000)
一般正味財産 M	48,531
正味財産合計 N (L + M)	78,531

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

- （ア）基本財産 30,000,000 円のうち 13,500,000 円（45.0%）を出捐（令和 6 年 3 月 31 日現在）（所管課 環境県民局自然環境課）

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立中央森林公園（公園センター等地区）
- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 267,602,000 円
(うち、平成 31 年度管理費用 53,258,000 円)
令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 293,198,000 円
(うち、令和 6 年度管理費用 58,550,000 円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日本庭園（三景園）	34,436 人	38,445 人	35,587 人
駐車場	40,833 台	44,972 台	39,529 台
バーベキュー広場	5,976 人	7,151 人	8,705 人
運動広場	10,079 人	16,920 人	17,269 人
潮見亭	278 人	287 人	155 人
研修室	262 人	281 人	427 人
自転車	30,481 人	38,863 人	25,538 人
サイクリングロード・その他	2,955 人	6,663 人	3,572 人
総入込者数	214,600 人	240,600 人	220,900 人
利用料金収入	35,906,280 円	41,401,340 円	35,672,320 円

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 一般財団法人広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 廃棄物等を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- ・ 所在地 広島市中区中町8番18号
- ・ 代表者 理事長 信夫 秀紀
- ・ 設 立 昭和57年4月1日（平成25年4月1日一般財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和6年9月30日現在）
 役員 11人（うち常勤1人）
 職員 27人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 箕島地区産業廃棄物等処理、出島地区廃棄物等埋立処分、普及啓発

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和5年度
経常収益 A	1,391,744
経常費用 B	1,064,076
当期経常増減額 C (A－B)	327,669
経常外収益 D	0
経常外費用 E	594
当期経常外増減額 F (D－E)	▲594
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	327,074
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	327,074
資産合計 J (K＋N)	6,019,770
負債合計 K	823,623
指定正味財産 L	300,000
（うち、基本財産充当額）	300,000
一般正味財産 M	4,896,148
正味財産合計 N (L＋M)	5,196,148

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 300,000,000 円のうち 250,000,000 円（83.3%）を出捐（令和6年9月30日現在）（所管課 環境県民局産業廃棄物対策課）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

負担金に係る請求について

箕島地区廃棄物埋立処理事業の共同事業に係る負担金の請求に当たって、負担金の算出に誤りがあり、請求金額が過少となっているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

4 公益財団法人ひろしまこども夢財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県の明日を担う子どもの健やかな成長を願い、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりと、子育て家庭や子育て応援活動を支援することにより、子どもが夢を持ち、子育てに喜びが持てる社会の構築に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 健康福祉局子供未来応援課内
- ・ 代表者 理事長 藤原 久美子
- ・ 設 立 平成 8 年 2 月 23 日 (平成 25 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行)
- ・ 役職員 (令和 6 年 9 月 30 日現在)
 役員 7 人
 職員 9 人 (県職員の兼務職員・パートタイム会計年度任用職員を含む)
- ・ 主な事業 出会い・結婚支援事業、妊娠・出産支援事業、子育て・子育て支援事業、広告掲載事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度
経常収益 A	68,507
経常費用 B	69,950
当期経常増減額 C (A - B)	▲1,443
経常外収益 D	0
経常外費用 E	79
当期経常外増減額 F (D - E)	▲79
法人税等 G	71
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	▲1,593
当期指定正味財産増減額 I	5,862
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	4,269
資産合計 K (L + O)	154,498
負債合計 L	26,063
指定正味財産 M	101,029
(うち、基本財産充当額)	(50,146)
一般正味財産 N	27,406
正味財産合計 O (M + N)	128,435

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 50,146,074 円のうち 50,000,000 円（99.7％）を出捐（令和 6 年 9 月 30 日現在）
（所管課 健康福祉局子供未来応援課）

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等なかった。

5 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進するために必要な諸事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 代表者 会長 松浦 雄一郎
- ・ 設 立 平成2年3月23日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和6年9月30日現在）
 役員8人（うち常勤1人）
 職員130人（非常勤職員、嘱託職員等を含む。うち県派遣職員1人）
- ・ 主な事業 地域医療を担う医師の配置調整、定着支援
 地域包括ケアを推進するための医療介護連携の構築支援及び在宅ケアの推進
 健康増進及び疾病予防に関する技術者の研修及び養成
 結核、がん、循環器疾患その他の疾患予防の検診
 広島県健康福祉センター管理運営の受託

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和5年度
経常収益 A	1,526,841
経常費用 B	1,478,355
当期経常増減額 C (A - B)	48,486
経常外収益 D	424
経常外費用 E	363
当期経常外増減額 F (D - E)	60
法人税等 G	734
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	47,812
当期指定正味財産増減額 I	▲4,469
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	43,343
資産合計 K (L + O)	1,957,728
負債合計 L	447,273
指定正味財産 M	74,368
(うち、基本財産充当額)	(60,000)
一般正味財産 N	1,436,087
正味財産合計 O (M + N)	1,510,455

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 60,000 千円のうち 40,000 千円 (66.7%) を出捐 (令和 6 年 9 月 30 日現在)
(所管課 健康福祉局医療介護基盤課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県健康福祉センター
- ・指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 136,615,000 円
- ・所管課 健康福祉局医療介護基盤課
- ・利用状況 (令和 5 年度)

利用料金	利用人員
17,373 千円	50,155 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

補助金の会計処理について

県から受け入れた補助金について、指定正味財産から一般正味財産に振り替えているが、当該振替額が、この補助金を資金として取得した什器備品の減価償却費の計上額と一致していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	公益法人会計基準注解 (注 13)
-----	-------------------

6 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 農林地の保全・整備や農林業の振興・支援等を総合的に推進することにより、地球環境や国土の保全並びに快適で魅力ある農山村地域の実現を図り、もって心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与する。
- ・所在地 広島市中区大手町四丁目2-16
- ・代表者 理事長 池田 浩二
- ・設立 平成25年3月21日
- ・役職員（令和6年10月末現在）
 役員14人（うち常勤2人）
 職員46人（うち県派遣職員4人）
- ・主な事業 森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業
 農業の担い手育成・経営支援等に関する事業
 水源の森事業
 農地中間管理事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和5年度
経常収益 A	1,251,860
経常費用 B	1,274,939
当期経常増減額 C (A - B)	▲23,079
経常外収益 D	0
経常外費用 E	961
当期経常外増減額 F (D - E)	▲961
法人税、住民税及び事業税 G	3,564
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	▲27,604
当期指定正味財産増減額 I	▲28
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	▲27,633
資産合計 K (L + O)	1,747,986
負債合計 L	355,520
指定正味財産 M	17,233
（うち、基本財産充当額）	3,000
一般正味財産 N	1,375,233
正味財産合計 O (M + N)	1,392,466

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）基本財産3,000,000円の全額を出捐（所管課 農林水産局農林水産総務課）

(イ) 補助金

- a 令和5年度農業振興対策事業費補助金（農地中間管理事業）を交付
（所管課 農林水産局就農支援課）
 - ・補助額 144,249,635 円
 - ・交付の目的 農用地等の利用の効率化、高度化を促進し、農業の生産性向上を図る
 - ・補助対象経費 農地中間管理事業を実施するための事務費及び事業費
- b 令和5年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付
（所管課 農林水産局林業課）
 - ・補助額 318,200 円
 - ・交付の目的 水源の森整備事業の推進
 - ・補助対象経費 造林、保育事業等に要する経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7 一般社団法人広島県畜産協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内において畜産業を営む者及びその組織する団体に対し経営支援・指導、家畜及び畜産物の価格・経営安定対策、家畜及び畜産物の衛生対策、家畜の改良及び技術の普及啓発等の事業を推進することにより、畜産の安定的な発展と振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物を安定的に供給することを目的とする。
- ・ 住所 広島市安佐南区大町東二丁目 14-12
- ・ 代表者 会長理事 安藤 重孝
- ・ 設立 平成 13 年 4 月 1 日（平成 25 年 4 月 1 日一般社団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和 6 年 9 月 30 日現在）
役員 17 人（うち常勤 2 人）
職員 15 人
- ・ 主な事業 畜産経営及び技術の指導と関係団体等の支援及び情報提供に関する事業
畜産経営の安定のための各種補給金の交付や価格差補てんに関する事業
家畜の伝染性疾患の予防措置に関する指導、予防接種事業
畜産物に関する生産衛生の指導及び検査に関する事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和 5 年度
経常収益 A	700, 072
経常費用 B	701, 420
当期経常増減額 C (A - B)	▲1, 348
経常外収益 D	0
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲1, 348
当期指定正味財産増減額 H	81, 045
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	79, 697
資産合計 J (K + O)	876, 232
負債合計 K	171, 383
指定正味財産 M	492, 257
(うち、基本財産充当額)	0
一般正味財産 N	212, 591
正味財産合計 O (M + N)	704, 848

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産等 138,550,000 円のうち 62,500,000 円（45.1%）を出資
（所管課 農林水産局畜産課）

（２）監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8 公益財団法人広島県教育事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 スポーツ活動と健康・体力づくりの支援を通じてスポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与し、また埋蔵文化財の調査と研究を行い、文化財の活用及び保存意識の啓発を図り、県民の文化の振興に寄与するとともに、地域の活性化を図る事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
- ・ 所在地 広島市中区基町4番1号
- ・ 代表者 理事長 桜井 勝広
- ・ 設 立 昭和47年4月1日（平成25年4月1日財団法人から公益財団法人に移行）
- ・ 役職員（令和6年10月31日現在）
 役員7人（うち常勤3人）
 職員49人（県からの派遣職員7人を含む。）
- ・ 主な事業 スポーツ施設の管理運営
 スポーツの普及・推進及び心身の健康の増進に寄与する事業
 埋蔵文化財に関する調査・研究
 施設利用者サービス事業
 その他公益目的事業の推進に資する事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	令和5年度
経常収益 A	1,003,723
経常費用 B	933,043
当期経常増減額 C (A－B)	70,681
経常外収益 D	0
経常外費用 E	1,493
当期経常外増減額 F (D－E)	▲1,493
当期一般正味財産増減額 G (C＋F)	69,188
当期指定正味財産増減額 H	▲9,371
当期正味財産増減額合計 I (G＋H)	59,817
資産合計 J (K＋N)	399,166
負債合計 K	209,539
指定正味財産 L	116,328
(うち、基本財産充当額)	(19,200)
一般正味財産 M	73,299
(うち、基本財産充当額)	(3,410)
正味財産合計 N (L＋M)	189,627

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 23,410,000 円のうち 20,000,000 円 (85.4%) を出資 (令和 6 年 10 月 31 日現在) (所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県立総合体育館
- ・所在地 広島市中区基町 4-1
- ・指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 815,422,000 円
(うち、令和 5 年度管理費用 135,533,000 円)
- ・所管課 地域政策局スポーツ推進課
- ・利用状況 (令和 5 年度)

利用料金収入		525,935,969 円
利用者数	大アリーナ	760,217 人
	小アリーナ	131,272 人
	武道場	122,486 人
	弓道場	32,803 人
	プール	37,650 人
	トレーニングルーム	52,765 人
	健康・体力サポートセンター	1,459 人
	会議室	78,595 人
	情報センター	9,049 人
合 計		1,226,296 人

(ウ) 令和 5 年度広島県スポーツ会館管理運営費補助金を交付

(所管課 地域政策局スポーツ推進課)

- ・補助額 1,250,000 円
- ・交付の目的 アマチュアスポーツの振興、中・高校生の競技力向上、県総合グラウンドの利用促進を図る。
- ・補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費、施設管理費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9 公益財団法人暴力団追放広島県民会議

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 県民全体の暴力団排除意識の高揚に資するとともに、あらゆる地域、職域において暴力団追放活動を徹底し、暴力団の存立基盤の除去、資金源の遮断及び環境の浄化等を推進することにより、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有すると認められる者による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済等を図り、もって安全で住みよい広島県の実現に寄与する。
- ・ 所在地 広島市中区基町 10 番 3 号
- ・ 代表者 理事長 中井 克洋
- ・ 設 立 昭和 62 年 6 月 1 日（平成 24 年 4 月 1 日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（令和 6 年 10 月末現在）
 役員 16 人（うち常勤 1 人）
 職員 6 人（県からの派遣職員 1 人を含む）
- ・ 主な事業 暴力団員等による不当な行為を予防するための広報・啓発事業、暴力団員等による不当な行為の被害を予防するための救済及び監視・情報収集事業、暴力団員等による不当な行為を予防するための事業所責任者に対する講習事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分		令和 5 年度
経常収益	A	34,808
経常費用	B	37,978
当期経常増減額	C (A - B)	▲3,171
経常外収益	D	0
経常外費用	E	0
当期経常外増減額	F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	▲3,171
当期指定正味財産増減額	H	0
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	▲3,171
資産合計	J (K + N)	893,447
負債合計	K	3,530
指定正味財産	L	861,630
（うち、基本財産充当額）		856,630
一般正味財産	M	28,287
正味財産合計	N	889,917

※ 出典：出資法人経営状況説明書

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 856,630,140 円のうち 710,000,000 円 (82.9%) を出捐 (令和 6 年 6 月 21 日現在) (所管課 警察本部刑事部組織犯罪対策第二課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 一般社団法人広島県タクシー協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業 一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営及び健全な発展に資するための調査・研究及び対策、資料の収集及び統計の作成・配布、一般乗用旅客自動車運送事業に関する啓発・広報活動、会員の福利厚生増進及び共同施設の運営管理 など
- ・ 所在地 広島市西区観音新町一丁目7番71号
- ・ 代表者 会長 信原 弘

イ 県の財政的援助等の状況

令和5年度持続可能な公共交通の実現支援補助金、令和5年度広島県地域公共交通燃油費高騰緊急支援金を交付（所管課 地域政策局公共交通政策課）

(ア) 持続可能な公共交通の実現支援補助金

- ・ 補 助 額 62,895,938 円
- ・ 交 付 の 目 的 協会が主体となつて行う、公共交通事業者に対する燃油費の高騰に左右されない経営安定化を目指した省エネ対策等の実施を支援する。
- ・ 補助対象経費 1 管理運営事業
人件費、旅費、印刷製本費、備品購入費、工事請負費、消耗品費、通信製本費、借料・損料、委託費等
2 支援金交付事業
交通事業者が実施する環境対策（燃油費高騰対策に資するもの）及びデジタル化対策（燃油費高騰対策に資するもの）に要する支援金の交付

(イ) 広島県地域公共交通燃油費高騰緊急支援金

- ・ 補 助 額 68,943,800 円
- ・ 交 付 の 目 的 燃油費高騰の影響が継続して厳しい経営状況が続く公共交通事業者に対し、影響額の一部を緊急的に支援する。
- ・ 補 助 対 象 一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11 学校法人マイル・ストーン学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 幼稚園、小規模保育園の運営
- ・所在地 安芸郡府中町鹿籠2丁目13番5号
- ・代表者 理事長 後河内 良子
- ・学校（幼稚園）の状況（令和6年5月1日現在）

区分	園児数	教員数	職員数
府中南幼稚園	241 人	24 人	2 人

（注1） 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

（注2） 園児数は、満3歳児を含まない人数。

イ 県の財政的援助等の状況

（ア）令和5年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 52,422,000 円
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

（イ）令和5年度幼稚園の教員等人材確保支援事業補助金を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 3,168,000 円
- ・交付の目的 県内の私立幼稚園における教員の安定的な確保
- ・補助対象経費 給与等の改善に要する経費等

（ウ）令和5年度私立学校こどもの安心・安全対策支援事業費補助金を交付

（所管課 環境県民局学事課）

- ・補助額 350,000 円
- ・交付の目的 通学・通園時等における幼児・児童等の安全確保に向けた取組の強化
- ・補助対象経費 送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な事故防止安全管理装置・機器の購入に係る費用

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

12 公益財団法人広島県私立幼稚園連盟

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 私立幼稚園における教育環境の充実及び向上に資する事業
県民の就園機会を確保するための支援を行う事業
その他法人の目的を達成するために必要な事業
- ・所在地 広島市東区光町一丁目 15 番 21 号
- ・代表者 理事長 山中 隆司
- ・私立幼稚園連盟の加盟園及び園児数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区 分	園数 (園)	園児数 (人)	職員数 (人)
幼稚園	119	13,693	2,092
幼稚園型認定こども園	18	1,912	423
幼保連携型認定こども園	61	8,998	2,131
合 計	198	24,603	4,646
休園	1		

イ 県の財政的援助等の状況

令和 5 年度広島県私立学校振興費補助金（私立幼稚園連盟補助金、私学振興資金利子補給事業補助金、退職金掛金補助金）を交付（所管課 環境県民局学事課）

(ア) 私立幼稚園連盟補助金

- ・補 助 額 1,300,000 円（総事業費 11,449,099 円、補助対象経費 8,821,764 円）
- ・交 付 の 目 的 幼稚園等の教職員の資質及び教育条件の向上を図り、幼児教育及び保育の充実に資する。
- ・補助対象経費 研修事業に要する経費

(イ) 私学振興資金利子補給事業補助金

- ・補 助 額 11,276,000 円（総事業費 11,276,000 円、補助対象経費 11,276,000 円）
- ・交 付 の 目 的 私立学校の施設・設備の整備充実を促進し、私立学校の振興を図る。
- ・補助対象経費 私立学校の設置者が設置する私立学校の施設・設備の整備等のため、金融機関等から借入を行った場合にその利息の一部を助成するため、公益財団法人広島県私立幼稚園連盟が行う利子の補給事業に要する経費

(ウ) 退職金掛金補助金

- ・補 助 額 143,072,960 円
(総事業費 572,291,840 円、補助対象経費 143,072,960 円)
- ・交 付 の 目 的 私立学校教職員の福祉を増進し、私立学校の振興に資する。
- ・補助対象経費 退職金掛金の軽減額

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 学校法人上智学院

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 大学、短大、高等学校、中学校の運営
- ・所在地 広島市西区古江上一丁目 630
- ・代表者 理事長 アガスティン サリ
- ・学校の状況 (令和6年5月1日現在)

区分	生徒数	教員数	職員数
広島学院高等学校	547 人	33 人	4 人
広島学院中学校	561 人	30 人	8 人

(注) 教員数及び職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

令和5年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金・授業料等減免事業補助金）等を交付

(所管課 環境県民局学事課)

(ア) 広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）

- ・補助額 373,121,112 円
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校及び幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(イ) 広島県私立学校振興費補助金（授業料等軽減補助金）

- ・補助額 3,159,050 円
- ・交付の目的 私立高等学校の学費負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(ウ) 広島県私立学校振興費補助金（授業料等減免事業補助金）

- ・補助額 336,000 円
- ・交付の目的 私立小・中学校の学費負担困難者に対する授業料の減免
- ・補助対象経費 当法人が行った中学校の授業料等の軽減額

(エ) 広島県高等学校等就学支援金事務費交付金

- ・補助額 216,870 円
- ・交付の目的 就学支援金受給者に代わって学校設置者が受領の事務を執行するため
- ・補助対象経費 就学支援金に関する事務の執行に必要な給料、旅費、役務費等

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14 特定非営利活動法人広島循環型社会推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な事業 産業廃棄物処理業者のリサイクル分野への転換を促進する技術研究開発事業
 廃棄物の適正処理並びに処分地の維持管理再生に関する技術研究開発事業
 循環型社会に対応した製造技術に関する技術研究開発事業
 開発技術や他県技術の紹介、指導等を通じたリサイクル技術の導入・普及を促進する技術研究開発事業
 循環型社会に対応する循環型ビジネスモデルの構築に関する技術研究開発事業
 普及啓発活動や技術指導、技術者教育等、循環型社会の形成と循環型社会形成の促進に資する関連事業
- ・ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ・ 代表者 理事長 西嶋 渉

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 令和5年度広島県循環型社会形成推進機能強化事業補助金を交付

(所管課 環境県民局循環型社会課)

- ・ 補助額 69,684,316 円
- ・ 交付の目的 産学連携による廃棄物リサイクル技術の研究開発及び実証へ取り組む者に対し、研究事業に要する経費を補助することにより、自主自律のもとで実施される研究事業を推進し、循環型社会の実現、環境・リサイクル産業の活性化を図る。

(イ) 令和5年度広島県循環型社会形成推進機能強化事業（人材育成事業枠）補助金を交付

(所管課 環境県民局循環型社会課)

- ・ 補助額 907,224 円
- ・ 交付の目的 産学連携による廃棄物リサイクル技術の移転及び事業化のための人材育成へ取り組む者に対し、人材育成事業に要する経費を補助することにより、循環型社会の実現、環境・リサイクル産業の活性化を図る。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 医療法人紫苑会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 医療圏において、病院及び診療所を経営し、科学的かつ適正な医療を普及・提供する。
- ・所在地 福山市水呑町 1947 番地 2
- ・代表者 理事長 表 静馬

イ 県の財政的援助等の状況

令和 5 年度病床機能分化・連携促進基盤整備事業補助金を交付

(所管課 健康福祉局医療介護政策課)

- ・補助額 62,640,000 円 (総事業費 1,291,345,000 円, 補助対象経費 276,100,000 円)
- ・交付の目的 地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する。
- ・対象経費 地域包括ケア病棟を整備するための工事費又は工事請負費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16 社会福祉法人倫

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 障害福祉サービス事業の経営
- ・所在地 東広島市黒瀬町丸山天津積 18-35
- ・代表者 理事長 小田 和博

イ 県の財政的援助等の状況

令和4年度社会福祉施設等整備費補助金を交付（所管課 健康福祉局障害者支援課）

- ・補助額 24,900,000 円
- ・交付の目的 社会福祉法人等が行う社会福祉施設の施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、社会福祉施設等の整備の促進を図る。

名 称	ありんこの家の整備（創設）事業
所在地	東広島市黒瀬町丸山天津積 10018-33
概 要	共同生活援助施設の新築 ・定員 10 人 ・建物構造 木造 2 階建 ・延床面積 332.0 m ²

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

17 福山商工会議所

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業 地域振興のための意見・政策提言活動の展開、中小企業・小規模事業者の成長と経営力の強化、産業の発展と潜在力の強化、地域資源を活用した都市力の向上、経済交流の推進と都市基盤の整備、組織経営基盤の強化と会員サービスの充実
- ・所在地 福山市西町二丁目 10 番 1 号
- ・代表者 会頭 小丸 成洋
- ・会員の状況 (令和 6 年 10 月 31 日現在)

個人	法人	団体	合計
1,133	3,955	35	5,123

イ 県の財政的援助等の状況

(ア) 令和 5 年度小規模事業経営支援事業費補助金

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・補助額 100,951,100 円 (総事業費 114,993,223 円、補助対象経費 100,951,100 円)
- ・交付の目的 小規模事業者に対する経営改善普及事業などを促進し、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与する。
- ・補助対象経費 経営改善普及事業等を実施するための職員の設置等に要する経費。

(イ) 令和 5 年度地域中小企業支援センター事業費補助金

(所管課 商工労働局イノベーション推進チーム)

- ・補助額 3,928,907 円 (総事業費 5,918,054 円、補助対象経費 5,893,366 円)
- ・交付の目的 地域経済社会の新たな活力となる創業予定者や地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている中小企業者等の創意ある向上発展を促進し、地域の振興と活性化に寄与する。
- ・補助対象経費 地域中小企業支援センターが行う、創業予定者や中小企業者等の経営上の様々な課題を解決するための事業に要する経費の一部

(ウ) 令和 5 年度小規模事業者等 D X 推進支援事業費補助金

(所管課 商工労働局経営革新課)

- ・補助額 1,440,000 円 (総事業費 1,440,000 円、補助対象経費 1,440,000 円)
- ・交付の目的 商工会議所等の商工団体に所属する経営指導員等の D X 支援スキルの向上等に資する取組を促すことで、商工団体の D X 推進支援体制の構築を図り、小規模事業者等の経営課題の解決につながる D X の導入と活用を推進する。
- ・補助対象経費 D X 推進の専門家と経営指導員等による小規模事業者等の伴走支援を通じた経営指導員等の実践的なスキル向上等に要する経費。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第3号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 備北森林組合

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 主な業務 組合員のためにする森林の経営に関する指導
 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- ・ 所在地 庄原市中本町一丁目 20 番 14 号
- ・ 代表者 代表理事組合長 八谷 恭介

イ 県の財政的援助等の状況

令和 5 年度森林環境保全直接支援事業補助金を交付（所管課：農林水産局林業課）

- ・ 補助額 61,354,400 円
- ・ 交付の目的 施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援する。
- ・ 補助対象経費 人工造林、樹下植栽等、下刈り、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐等に要した経費の一部

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

19 広島空港振興協議会

(1) 監査の概要

ア 団体の概要

- ・主な事業 広島空港の利用促進に関する事業。
- ・所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 土木建築局空港振興課内
- ・代表者 会長 池田 晃治

イ 県の財政的援助等の状況

令和 5 年度広島空港振興協議会負担金を交付（所管課 土木建築局空港振興課）

- ・補助額 50,000,000 円（総事業費 177,794,244 円、補助対象経費 177,794,244 円）
- ・交付の目的 広島空港の利用促進に関する事業など、空港振興のための各種活動を官民一体となって展開し、中四国地域の圧倒的 No.1 ゲートウェイとしての振興を図る。
- ・補助対象経費 広島空港の利用促進事業に要する経費

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20 ひろしま遊学の森管理グループ

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業 広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園の指定管理者業務
- ・所在地 広島市中区大手町5丁目3番12号
- ・代表者 株式会社第一ビルサービス 代表取締役 坂根 紳也
- ・設立 平成28年8月10日

イ 公の施設の管理状況

- ・施設名 広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園
- ・所在地 広島市東区福田町10166-2
- ・指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 307,440,000円
(うち、令和5年度管理費用 61,488,000円)
- ・所管課 農林水産局森林保全課
- ・利用状況(令和5年度) 88,670人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

管理業務に係る事務処理について

「広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の管理に関する基本協定」に定められた管理業務である「飲食提供業務」において、収支等に係る報告が行われていないなど協定と異なる取扱いが見受けられた。協定と実際の事務処理が整合するよう、協定の見直しも含め、所管課と協議する必要がある。

21 福山地域ボートパーク運営共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 福山地域マリーナ施設の管理業務
- ・所在地 福山市新涯町二丁目 23-1
- ・代表者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 山田 智治

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 福山地域マリーナ施設
(ボートパーク福山及び柳津プレジャーボートスポット)
- ・指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る納付金の額 152,000 千円
(うち、令和 5 年度納付金 15,200 千円)
- ・所管課 土木建築局港湾振興課

ウ 利用状況 (令和 5 年度)

施設名	収容可能艇数	艇置数
ボートパーク福山	442 隻	367 隻
柳津プレジャーボートスポット	51 隻	50 隻
計	493 隻	417 隻

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。